

○菊池市中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減に関する補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 30 日

告示第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所における、訪問系介護サービスの利用者負担を軽減する場合の取扱いを定めるとともに、当該軽減を実施した社会福祉法人等に対する補助を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(軽減を行う社会福祉法人等)

第 2 条 利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び市長に対してその旨を申し出た社会福祉法人等とする。

(軽減の対象者)

第 3 条 軽減の対象者は、市町村民税本人非課税の者(生活保護受給世帯に属する者を除く。)であって、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは介護予防訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、平成 21 年厚生労働省告示第 83 号（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域）に定める中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）に適合する事業所）に限る。）を利用した者であること。
- (2) 菊池市社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減に関する補助金交付要綱（平成 18 年告示第 12 号）の事業及び菊池市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担軽減に関する補助金交付要綱の事業の措置の適用を受けていないこと。

(軽減を受けるための利用者の申請等)

第 4 条 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減対象確認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請者が軽減の対象者であることを確認したときは、中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減対象決定通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)により申請者へ通知する。

(軽減の適用期間)

第 5 条 軽減適用期間は、決定通知書を発行した月の属する年度の翌年度 7 月 31 日までとする。ただし、決定通知書を発行した月が 4 月から 7 月の場合にあつては、当該月の属する年度の 7 月 31 日までとする。

- 2 引き続き減額を受けようとする者の適用期間は、8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までとする。

(軽減の程度等)

第 6 条 利用者負担額の 10 分の 1 の額を軽減する。

(助成の申請)

第7条 この要綱による軽減を行った社会福祉法人等が軽減に対する助成を受けようとする場合は、市長に対し次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（菊池市補助金等交付規則様式第1号の1。以下「交付規則」という。）
- (2) 補助事業に係る事業収支予算書（交付規則様式第1号の2）
- (3) その他必要と認められる書類

(助成の額の範囲)

第8条 市が行う助成の範囲は、利用者負担軽減分を社会福祉法人等が一旦利用者に代わって負担した上で、その利用者負担軽減総額の2分の1の額について助成する。

(助成の額の決定及び交付)

第9条 市長は、社会福祉法人等から助成の申請を受けたときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、助成額を決定し、補助金等交付決定通知書（交付規則様式第2号）により通知し、当該法人等に交付するものとする。

(助成の額の交付時期)

第10条 補助金の交付は、年1回とする。

(助成の対象期間)

第11条 助成の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、菊池市補助金等交付規則（平成19年規則第1号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。